

## 構造改革特別区域計画

### 1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

高山市、飛騨市及び下呂市並びに岐阜県大野郡白川村

### 2. 構造改革特別区域の名称

飛騨地域国際観光振興特区

### 3. 構造改革特別区域の範囲

高山市、飛騨市及び下呂市並びに岐阜県大野郡白川村の全域

### 4. 構造改革特別区域の特性

当地域には、観光をはじめ国際交流や国際会議などの目的で毎年多くの外国人にお越しいただいている。その数は年々増加しており平成26年の外国人観光客（宿泊者数）は34万1千人（高山市28万人、飛騨市4千人、下呂市4万人、白川村1万7千人）と過去最高を記録した。今後もアジア諸国のほか北米、ヨーロッパ、オセアニアなど世界各国・地域からの来訪者数の増加を図りたいと考えている。

こうした中、外国人観光客への当地域の歴史・文化や名所を紹介いただく通訳ガイドに対する需要が高まってきており、多言語パンフレット・地図や案内標識、公衆無線LANの整備といったハード面とともに、通訳案内士や通訳ボランティアによる観光ガイドの育成・確保などソフト面での受入体制の充実がさらなる誘客を図る上で重要となっている。

しかしながら、現在、地域内で通訳案内士に登録している者は12人（高山市7人（英語4人、中国語3人）、飛騨市2人（英語2人）、下呂市3人（英語3人）、白川村0人）、ボランティア通訳が141人（高山市125人、飛騨市0人、下呂市16人、白川村0人）であり、年間約34万人の外国人観光客に対するガイド数が不足している状況である。

また、高山市において、平成27年3月に認定された高山市中心市街地活性化基本計画において、当該区域内で活動できる中心市街地特例通訳案内士制度を創設したところであるが、その活動範囲が中心市街地区域内に限られていることから、飛騨地域に所在する観光施設や温泉街での通訳案内が行えないのが実情である。

今後、当地域の観光産業をさらに活性化させるためには、飛騨地域全域において通訳案内をすることが出来る人材の確保が重要となっており、通訳案内士を補完する人材の育成・確保が急務となっている。

多くの外国人観光客が訪れる飛騨地域において、来訪外国人に当地域の歴史や文化財の素晴らしさを伝えるほか、多様な地場産品、豊かな自然等を幅広く紹介

し、広範で魅力的な回遊ルートを提案・案内することができる通訳案内人を育成・確保及び活用することは、外国人観光客の誘客や滞在時間の延長、さらには再来訪などにつながるものであり、当地域経済の活性化に大いに寄与するものである。

## 5. 構造改革特別区域計画の意義

通訳案内士法の特例として、飛騨地域国際観光振興特区通訳案内士を育成・確保することは、当地域を訪れた外国人観光客の満足度の向上や滞在期間の延長が図られるとともに当地域への再来訪や認知度向上などにつながることから、外国人観光客数のさらなる増加が期待される。

## 6. 構造改革特別区域計画の目標

### (1) 定性的な目標

国外からの観光客受入促進

情報発信の充実や魅力ある観光エリア・周遊ルートの形成などに加え、多様化する外国人観光客のニーズに応えられるよう、通訳ガイドの育成・確保を図るなど外国人観光客の受入体制を強化し、さらなる誘客を図る。

### (2) 評価指標及び数値目標

指標名	現状値 (H26)	目標 (H31)
外国人観光客入込者数（宿泊） （年間）	34.1 万人	54 万人
高山市	28 万人	40 万人
飛騨市	0.4 万人	1 万人
下呂市	4 万人	10 万人
白川村	1.7 万人	3 万人
飛騨地域国際観光振興特区通訳案内士登録者数	0 人	140 人
英語	0 人	100 人
中国語	0 人	40 人
飛騨地域国際観光振興特区通訳案内士による案内人数 （年間）	0 人	1.4 万人
ボランティア通訳登録者数	141 人	185 人
高山市	125 人	150 人
飛騨市	0 人	10 人
下呂市	16 人	20 人
白川村	0 人	5 人

## 7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### (1) 滞在期間の長期化

特区計画の実施により、多様化する外国人観光客のニーズに応えられることから、来訪した外国人観光客の満足度の向上はもとより滞在期間の延長が図られる。

### (2) 外国人観光客数の増加

特区計画の実施により、来訪した外国人観光客の満足度の向上や滞在期間の延長が図られるとともに当地域への再来訪や認知度向上などにつながることから、外国人観光客数のさらなる増加が期待される。

### (3) 消費額の増加

特区計画の実施により、滞在期間の増加に伴う宿泊数の増加が見込まれるとともに、豊富な観光資源に加え地場産品なども幅広く紹介することから、飲食や土産品等の販売額の増加も見込めることから、当地域での消費額の増加が期待される。

### (4) 市民意識の高まり

特区計画の実施は、住民や事業者の観光客受入に対する意識の高まりの契機となり、ボランティア通訳登録者数の増加をはじめ店舗や宿泊施設、街角などでのおもてなしの気持ちによる外国人観光客の受け入れにつながるものであり、ひいては、当地域の国際化の推進が図られる。

## 8. 特定事業の名称

1 2 2 9 地域限定特例通訳案内士育成等事業

## 別紙

### 1. 特定事業の名称

1 2 2 9 地域限定特例通訳案内士育成等事業

### 2. 当該規制の特例措置を受けようとする者

本構造改革特別区域内で通訳案内士として活動することを前提に、高山市、飛騨市、下呂市、白川村が合同で実施する通訳案内に関する研修を修了し登録をうけた者

### 3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定の日

### 4. 特定事業の内容

#### (1) 事業に関与する主体

高山市、飛騨市及び下呂市並びに岐阜県大野郡白川村

#### (2) 事業が行われる区域

高山市、飛騨市及び下呂市並びに岐阜県大野郡白川村の全域

#### (3) 事業の実施期間

認定を受けた日から

#### (4) 事業により実現される行為や整備される施設などの詳細

当該特区内において、地域限定特例通訳案内士が報酬を得て、外国人に付き添い、外国語を用いて旅行に関する案内を行うことが可能になる。

### 5. 当該規制の特例措置の内容

飛騨地域国際観光振興特区通訳案内士を育成・確保するため、下記のとおり研修会を開催する。

#### (1) 研修等の内容について

##### ①講座の数

1 研修、全 1 0 回及び効果測定（口述試験） 1 回

## ②対象者

対象言語は英語と中国語とし、下記に示す語学力を有する者を対象とする。

言語	母国語	語学力
英語	日本語	TOEIC730点程度、英語検定準1級程度
	英語	日本語能力試験 N2 級程度
	日本語・英語以外	TOEIC730点程度、英語検定準1級程度及び日本語能力試験 N2 級程度
中国語	日本語	中国語検定 2 級程度、HSK（英語水平考試）5 級程度
	中国語	日本語能力試験 N2 級程度
	日本語・中国語以外	中国語検定 2 級程度、HSK（英語水平考試）5 級程度及び日本語能力試験 N2 級程度

## ③養成する言語・人員・講座開催時期

次のとおりとする。

言語	養成人員	養成講座開催時期
英語	100 人	平成 28 年度 50 人、平成 30 年度 50 人
中国語	40 人	平成 29 年度 20 人、平成 31 年度 20 人

## ④カリキュラム

研修項目	研修内容	講師	時間
第 1 回（会場：高山市内）			
オリエンテーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修の開催にあたっての説明</li> <li>特区ガイドと通訳案内士制度の違いについて説明</li> </ul>	自治体職員等	1 時間 ± 1330-1430
コミュニケーション ホスピタリティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>特例通訳案内士の心得</li> <li>外国人旅行者の特徴、習慣、マナーに関する知識</li> <li>おもてなしの精神</li> <li>高山市中心市街地特例通訳案内士有資格者の活動例（体験談）</li> </ul>	通訳案内士有資格者、特例通訳案内士有資格者（H27 登録）、観光業界関係者等	3 時間 ± 1430-1730
第 2 回（会場：高山市内）			
訪日旅行の概要	・インバウンド（訪日旅行）ツアーの概要	観光業界関係者等	1 時間 日 830-930
飛騨地域の概要 1 （自治体の取組み）	・飛騨地域自治体における国際観光の取組み状況	自治体職員、有識者等	3 時間 日 930-1230

研修項目	研修内容	講師	時間
第3回（会場：高山市内）			
飛騨地域の概要2 （歴史・地理等）	・飛騨地域の歴史、文化、自然、地理、 気候、特色、観光資源、伝統行事等	有識者、観光業界 関係者等	4時間 ± 1330-1730
第4回（会場：高山市内）			
飛騨地域の概要3 （産業・特産品等）	・飛騨地域の産業、特産品（工芸品、 食料品）、体験メニュー等	有識者、観光業界 関係者等	4時間 日 830-1230
第5回（会場：高山市内）			
旅程管理	・旅行者の移動の円滑化に関する知識 ・安全対策及び事故発生時の対応に 関する事務等	観光庁長官の登録 を受けた機関から 派遣する者	5時間 ± 1330-1830
第6回（会場：高山市内）			
外国語能力1	・日本文化、飛騨地域の地理・歴史・ 地場産品の外国語表現	通訳案内士有資格 者、外国語講師等	4時間 日 830-1230
第7回（会場：高山市内）			
外国語能力2	・日本文化、飛騨地域の地理・歴史・ 地場産品の外国語表現 ・外国語能力・研修理解度の確認	通訳案内士有資格 者、外国語講師等	4時間 ± 1330-1730
第8回（会場：高山市内、白川村内）			
実務研修1	・模擬ツアーでのガイドスキル向上 ・高山市中心部 2h、白川村 2hの観光 名所等 ※貸切バスで移動（移動時間含）	通訳案内士有資格 者等	5時間 日 830-1430
第9回（会場：飛騨市内、高山市内）			
実務研修2	・模擬ツアーでのガイドスキル向上 ・飛騨市内 3h、高山市奥飛騨温泉郷 1hの観光名所等 ※貸切バスで移動（移動時間含）	通訳案内士有資格 者等	5時間 ± 1330-1830
第10回（会場：下呂市内）			
実務研修3	・模擬ツアーでのガイドスキル向上 ・下呂市内 3hの観光名所等 ※貸切バスで移動（移動時間含）	通訳案内士有資格 者等	5時間 日 830-1430
効果測定（会場：高山市内）			
口述試験	・1人10分程度の面接方式により研 修の理解度、外国語能力を審査	通訳案内士有資格 者、自治体職員等	— 日 1430-1900
その他（特区通訳案内士の登録申請までに受講生が自身で受講）			
普通救命講習	・普通救命講習（AEDの取扱い、応 急手当の知識、技術） ※消防署での講習会を案内	消防署職員	—
計			44時間

## ⑤効果測定

10分程度の面接方式による口述試験を実施する。

審査員は通訳案内士有資格者や外国語講師、自治体職員が務め、研修の理解度（飛騨地域の歴史やホスピタリティ、旅程管理等）を測るほか、外国語によるスピーキングスキル、プレゼンテーション能力について審査する。

高山市、飛騨市、下呂市、白川村は、効果測定の結果に基づき、飛騨地域国際観光振興特区通訳案内士として一定の基準を満たしていることを確認した場合は、3市1村連名で、当該受講生に対して修了証を発行する。

### (2) 実施体制について

事業の実施主体である高山市、飛騨市、下呂市、白川村が提示する飛騨地域国際観光振興特区通訳案内士養成研修について、実施可能な事業者等に委託を行い、研修運営・実施を行う。

### (3) 顧客の求める日時に応じて飛騨地域国際観光振興特区通訳案内士常時手配できる方法

研修修了者は、高山市（上記3市1村の窓口）に飛騨地域国際観光振興特区通訳案内士の登録申請を行うこととし、登録した飛騨地域国際観光振興特区通訳案内士を高山市、飛騨市、下呂市、及び白川村の各自治体ホームページや窓口等において周知を図り、外国人観光客のニーズに応えられる体制をとる。

### (4) 飛騨地域国際観光振興特区通訳案内士のPRについて

高山市、飛騨市、下呂市及び白川村の各自治体ホームページにおいて、飛騨地域国際観光振興特区通訳案内士制度について周知する。

併せて旅行代理店やメディア、観光案内所等に対し、情報提供を行うことにより、活用を促進することとする。

### (5) 通訳案内士制度と飛騨地域国際観光振興特区通訳案内士制度とは別の制度であることの周知に係る方法について

受講生の募集や飛騨地域国際観光振興特区通訳案内士登録者一覧の公開に際しては、通訳案内士制度と飛騨地域国際観光振興特区通訳案内士制度とは別の制度であることを明記し広く周知を図る。

また、飛騨地域国際観光振興特区通訳案内士研修の受講者に対しては、研修時のオリエンテーションにおいて、通訳案内士と異なる点について説明を行う。

さらに、旅行会社等に対しては、現行の通訳案内士とは異なる制度であることについて、ホームページ等を通じて周知を行う。

### (6) 研修を修了し登録を受けた者が将来的に通訳案内士になることを奨励する方法

飛騨地域国際観光振興特区通訳案内士に対して、能力向上を促し、将来的には通訳案内士（国家資格）になることを奨励する。